特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	児童手当の支給に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

長岡市は、児童手当の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、宣言する。

本評価書では以下の略称を用いています。

「番号法」……行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成25年法律第27号)

特記事項

「番号法第19条第8号に基づく主務省令」···行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年/デジタル庁/総務省令第9号)

評価実施機関名

長岡市教育委員会

公表日

令和7年6月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイル・	を取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当の支給に関する事務	
②事務の概要	児童手当法に基づき、児童手当の支給に関する事務等を行う。 特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 1 認定請求に係る受理・審査・応答に関する事務 2 現況届に係る事実の受理・審査・応答に関する事務 3 その他の届出の受理・審査・応答に関する事務 4 サービス検索・電子申請機能による、申請・届出等の受領に関する事務	
③システムの名称	1 児童手当システム 2 中間サーバー 3 統合宛名システム(団体内統合利用番号連携サーバー) 4 サービス検索・電子申請機能	
2. 特定個人情報ファイル	名	
児童手当情報ファイル		
3. 個人番号の利用		
法令上の根拠	番号法第9条1項 別表の81の項	
4. 情報提供ネットワークシ	ノステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢>	
②法令上の根拠	<情報照会> 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 106、107の項 <情報提供> 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 42、125、141、161の項	
5. 評価実施機関における	· · · · · · ·	
①部署	子ども未来部子ども政策課	
②所属長の役職名	課長	
6. 他の評価実施機関		
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求	
請求先	総務部庶務課 940-8501 新潟県長岡市大手通1丁目4番地1O 0258-39-2203	
8. 特定個人情報ファイル	・ の取扱いに関する問合せ	
連絡先	子ども未来部子ども政策課 940-0084 新潟県長岡市幸町2丁目1番1号 0258-39-2300	
9. 規則第9条第2項の適	用 []適用した	
適用した理由		

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人	1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上				
	いつ時点の計数か	令和	令和7年4月1日 時点					
2. 取扱者	数							
特定個人情報	報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1)500人以上	2) 500人未満		
	いつ時点の計数か	令和	07年4月1日 時点					
3. 重大事	3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし		

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
	基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価書の種類			
	項目評価書 施機関については、それ] れぞれ重点項目評	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び	全項目評価書
戦されている。				
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワーク	ウシステムを通し	た入手を除く。)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分であ	ర]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用				
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分であ	ర]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)に セス権限のない職員等)に よって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分であ	ర]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		0]]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転	伝(委託や情報提供ネッ	ットワークシステム	を通じた提供を除く。) [〇]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分であ	ర]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分であ	ర]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	

7. 特定個人情報の保管・	7. 特定個人情報の保管・消去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
8. 人手を介在させる作業			[]人手を介在させる作業はない				
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
判断の根拠	を学んだ上で業務を行ってい 特定個人情報の記載がある	る。 る申請書等の係	人情報研修に参加し、特定個人情報の適正な取扱い方法 R管作業で人手を介在させるが、複数人での確認を行うよう の対策は十分であると考えられる。				
9. 監査							
実施の有無	[O] 自己点検	[〇]内	部監査 [] 外部監査				
10. 従業者に対する教育・	· 啓発						
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない				
11. 最も優先度が高いとま	きえられる対策		[]全項目評価又は重点項目評価を実施する				
最も優先度が高いと考えられ る対策	3) 権限のない者によって 4) 委託先における不正 5) 不正な提供・移転が行 6) 情報提供ネットワーク	かれるリスクへの、事務に必要の て不正に使用さな使用等のリスク・ でなまないるリスク・ ランステムを通し アンステムを通しい・滅失・毀損	の対策 のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 されるリスクへの対策 スクへの対策 への対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 じて不正な提供が行われるリスクへの対策 リスクへの対策				
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
判断の根拠	を学んだ上で業務を行っていまた、特定個人情報の漏えできる書棚等に保管すること	る。 い・滅失・毀損 を徹底する。	人情報研修に参加し、特定個人情報の適正な取扱い方法を防ぐため、特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施録				

変更箇所

変更問題		変更前の記載	変更後の記載	相山吐椒	提出時期に係る説明
変更口	項目	変更削の配載	変更後の配収	提出時期	佐田時期に徐る説明
平成29年4月11日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当 部署 ①部署	子育て支援部保育課	子ども未来部保育課	事後	重要な変更に当たらない項目
平成29年4月11日	取扱	子育て支援部保育課 940-0084 新潟県長岡市幸町2丁目1番1号 0258-39-2219	子ども未来部保育課 940-0084 新潟県長岡市幸町2丁目1番1号 0258-39-2219	事後	重要な変更に当たらない項目
平成29年4月11日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成26年4月1日時点	平成28年4月1日時点	事後	重要な変更に当たらない項目
平成29年4月11日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成26年4月1日時点	平成28年4月1日時点	事後	重要な変更に当たらない項目
平成29年11月21日	I 関連情報 4情報提供ネットワークシステ ムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法別表第2第74、75の項 主務省令②第40条	(情報照会の根拠) 番号法別表第2第74、75の項 主務省令②第40条	事後	重要な変更に当たらない項目
平成29年11月21日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成28年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	重要な変更に当たらない項目
平成29年11月22日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	重要な変更に当たらない項目
平成30年7月2日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当 部署 ②所属長	大野 宏	田辺 亮	事後	重要な変更に当たらない項目
平成30年7月2日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	重要な変更に当たらない項目
平成30年7月2日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	重要な変更に当たらない項目

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	令和元年6月1日時点	事後	重要な変更にあたらない項目
	II しきい値判断項目 2. 取扱い者数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	令和元年6月1日時点	事後	重要な変更にあたらない項目
令和1年6月21日	Ⅳリスク対策	なし	新様式への変更に伴うリスク対策の記載	事後	重要な変更にあたらない項目
令和2年4月1日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当 部署 ①部署	子ども未来部保育課	子ども未来部子ども・子育で課	事後	重要な変更に当たらない項目
令和2年4月1日	取扱	子ども未来部保育課 940-0084 新潟県長岡市幸町2丁目1番1号 0258-39-2219	子ども未来部子ども・子育て課 940-0084 新潟県長岡市幸町2丁目1番1号 0258-39-2219	事後	重要な変更に当たらない項目
	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和2年2月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	重要な変更にあたらない項目
	II しきい値判断項目 2. 取扱い者数 いつ時点の計数か	令和2年2月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	重要な変更にあたらない項目
	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	重要な変更にあたらない項目
	II しきい値判断項目 2. 取扱い者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	重要な変更にあたらない項目
令和5年6月8日	特記事項の条例	長岡市個人情報保護条例(平成27年長岡市条 例第31号)	長岡市個人番号の利用等に関する条例(令和 4年長岡市条例第48号)	事後	重要な変更にあたらない項目

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か II しきい値判断項目 2. 取扱い者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	重要な変更にあたらない項目
741044710	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か IIしきい値判断項目 2.取扱い者数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	重要な変更にあたらない項目
	特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書) 評価書名	児童手当又は特例給付の支給関係事務	児童手当の支給に関する事務	事後	法改正に伴う修正
令和6年10月1日	礎項目評価書)	長岡市は、児童手当又は特例給付の支給関係 事務における特定個人情報ファイルの取扱い が個人のプライバシー等の権利利益に影響を 及ほしかねないことを認識し、特定個人情報の 漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減 させるために適切な措置を講じ、個人のブライ バシー等の権利利益の保護に取り組んでいる ことを、宣言する。	長岡市は、児童手当の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いが個人のブライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、個人のブライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、宣言する。	事後	法改正に伴う修正
令和6年10月1日	I 関連情報 1 特定個人情報ファイルを 取り扱う事務 ①事務の名称	児童手当又は特例給付の支給関係事務	児童手当の支給に関する事務	事後	法改正に伴う修正
令和6年10月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	児童手当法に基づき、児童手当又は特例給付の支給に関する事務等を行う。 特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 1 認定請求に係る事実の審査(生計を維持する程度が高い者の確認)(所得の確認、被用者、非被用者の別の確認)) 現況届に係る事実の審査(生計を維持する程度が高い者の確認(所得の確認、被用者、非被用者の別の確認))	児童手当法に基づき、児童手当の支給に関する事務等を行う。 特定個人情報プァイルは、次の事務に使用する。 1 認定請求に係る受理・審査・応答に関する事務 2 現況届に係る事実の受理・審査・応答に関する事務 3 その他の届出の受理・審査・応答に関する事務 4 サービス検索・電子申請機能による、申請・届出等の受領に関する事務	事後	重要な変更にあたらない項目
令和6年10月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1 児童手当システム 2 中間サーバー 3 統合宛名システム(団体内統合利用番号連携サーバー)	1 児童手当システム 2 中間サーバー 3 統合宛名システム(団体内統合利用番号連携サーバー) 4 サービス検索・電子申請機能	事後	重要な変更にあたらない項目
	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法別表第1第56の項 主務省令①第44条	番号法第9条1項 別表の81の項 主務省令①第44条	事後	重要な変更にあたらない項目
令和6年10月1日	I 関連情報 4 情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報照会の根拠) 番号法別表第2第74、75の項 主務省令②第40条	(情報照会の根拠) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の刑等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表106,107の項	事後	重要な変更にあたらない項目

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年10月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か II しきい値判断項目 2. 取扱い者数 いつ時点の計数か	令和6年4月1日時点	令和6年10月1日時点	事後	重要な変更にあたらない項目
令和7年6月30日	表紙特記事項	「番号法」・・・・・ 一行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号) 「主務省令①」・・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年/内閣府/総務省令第5号) 「主務省令②」・・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年/内閣府/総務省令第7号) 「条例」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	「番号法」・・・・・・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)「番号法第19条第8号に基づく主務省令」・・・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づ入用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年/デジタル庁/総務省令第9号)	事後	重要な変更にあたらない項目
令和7年6月30日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条1項 別表の81の項 主務省令①第44条	番号法第9条1項 別表の81の項	事後	重要な変更にあたらない項目
令和7年6月30日	I 関連情報 4 情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報照会の根拠)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表106,107の項	〈情報照会〉 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 106、107の項 〈情報提供〉 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 42、125、141、161の項	事後	重要な変更にあたらない項目
令和7年6月30日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当 部署 ①部署	子ども未来部子ども・子育で課	子ども未来部子ども政策課	事後	重要な変更に当たらない項目
令和7年6月30日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの 取扱 いに関する問合せ 連絡先	子ども未来部子ども・子育て課	子ども未来部子ども政策課	事後	重要な変更に当たらない項目
令和7年6月30日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和6年10月1日時点	令7年4月1日時点	事後	重要な変更にあたらない項目
令和7年6月30日	II しきい値判断項目 2. 取扱い者数 いつ時点の計数か	令和6年10月1日時点	令7年4月1日時点	事後	重要な変更にあたらない項目
令和7年6月30日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か		十分である	事後	重要な変更に当たらない項目
令和7年6月30日	Ⅳ リスク対策 8. 人手を介在させる作業 判断の根拠		特定個人情報を扱う全ての職員が特定個人情報が修に参加し、特定個人情報の適正な取扱い方法を学んだ上で業務を行っている。 特定個人情報の記載がある申請書等の保管作業で人手を介在させるが、複数人での確認を行うようにしており、人為的さスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	事後	重要な変更に当たらない項目
令和7年6月30日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策		8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	事後	重要な変更に当たらない項目

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年6月30日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】		十分である	事後	重要な変更に当たらない項目
令和7年6月30日	Ⅳ リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠		特定個人情報を扱う全ての職員が特定個人情報研修に参加し、特定個人情報の適正な取扱い方法を学んだ上で業務を行っている。また、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損を防ぐため、特定個人情報を含む書類やUSB Xモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	重要な変更に当たらない項目